「国土交通省標準マニュアル」への機構追加ルール

平成30年6月25日

東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構

【目的】

この追加ルールは、"国土交通省航空局標準マニュアル① (平成30年2月1日版)" (http://www.mlit.go.jp/common/001218179.pdf) のもと、東京大学大学院農学生命科学研究科附属生熊調和農学機構における無人航空機の飛行にあたり順守するべき追加事項を定める。

【条件】

1. この追加事項は、東京都西東京市緑町1-1-1東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構および東京都西東京市緑町1-1-8 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の敷地内での飛行に関するものとし、敷地外の飛行を行う場合には、適応しない。

【追加事項】

- 2. 当機構は、人口集中地区にあたり、また、敷地境界からすぐのところに民家等があり安全を確保するため、飛行を行う場合は、次に掲げる規則に適合すること。
 - 2-1操縦者及び補助者
 - (1) 操縦者1人で運航しないこととし、補助者を少なくとも1名配置すること。補助者は 運航全体を管制し、運航に係る指示を行うとともに第三者に進入等に関する見張りや 注意喚起を行う。
 - (2) 操縦者及び補助者は、運航時、肌が露出しないなど作業環境に適した服装をし、ヘルメットを着用すること。また、必要に応じて手袋を着用し、土埃が舞う場所は保護メガネを着用すること。

2 - 2 運航

- (1) 当機構内において無人航空機を飛行する際には、機構圃場利用申請時にドローンによる撮影等を行うことも追記し許可を得ること。
- (2) 飛行日時が確定したら、技術部事務局に事前連絡を行うこと。
- (3) 離発着場所は平坦で足場の良い場所とし、離発着の障害となる構築物、樹木等が無いことを確認し、操縦者及び補助者についても安全な距離を保った上操作すること。
- (4) 補助者は、学生実習者や圃場見学者など第三者がいる場合、飛行経路の直下及びその 周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行うこと。不測の事態が発生した際に、 第三者の避難誘導等を行うこと。
- (5) 敷地周辺の物件(第三者の建物、自動車など)との間に50m以上の距離を保って飛行させること。(飛行不可区域は別添地図参照)
- (6) 補助者はタブレットやスマートフォンの画面により常にドローンの飛行状況が把握できること。
- (7) ドローンを目視で確認できる距離は、操縦者から直線で100mが限界であることを 鑑みること。
- (8) 操縦者は常に敷地境界側を立ち、内部に向けて操縦すること。
- (9) 操縦者及び補助者は、運航時、互いに声の届く範囲に配置すること。

【緊急時対応】

- 3. 無人航空機の操縦中に以下のことが起きた場合は、速やかに以下の対応を行うこと
 - 3 1 自動操縦が停止や通信が途絶える等のトラブルの際には、すぐにマニュアルモードに切り 替え、ドローンを現地ホバリングさせて、安全を確認しながら直ちに着陸させる。ホバリ ング出来ない場合は、地上情報を確認しながら直ちに飛行中止(強制墜落)させる。
 - (1) 目視、あるいは通信により、わずかでもドローンの飛行状況の異変に気付いた場合は、ただちにマニュアルモードに切り替える。
 - (2) ホバリングさせられる場合は、周囲の安全を確保しつつ、速やかに着陸させる。
 - (3) ホバリングさせられない場合は、地上の安全を確認しながら緊急スイッチボタンを操作してモーターを停止させ、飛行中止(強制墜落)させる。
 - 3 2構造物との接触
 - (1) 構造物の管理責任者に早急に事態を報告すること
 - (2) 速やかに生態調和農学機構事務室または、東京大学農学部緊急電話と、国道交通省 航空局安全部運航安全課及び東京空港事務所へ連絡すること
 - (3) 必要に応じて、警察署および損害賠償保険会社へ連絡すること
 - 3-3人との接触
 - (1) けが人がある場合は最優先で応急処置を行うこと
 - (2) 必要に応じて消防署および病院への連絡を行うこと
 - (3) 速やかに生態調和農学機構事務室または、東京大学農学部緊急電話と、国土交通省 航空局安全部運航安全課及び東京空港事務所へ連絡すること
 - (4) 警察署および損害賠償保険会社へ連絡すること

緊急連絡先一覧

田無消防署 042-421-0119 田無病院 042-461-2682 佐々病院 042-461-1535

国土交通省 03-5253-8111(内線)50157,50158(航空局 安全部 運航安全

課)

東京空港事務所 03-5757-3022(執務時間内), 03-5756-1531(執務時間外)

田無警察署 042-467-0110 生態調和農学機構 042-463-3732 農学部緊急電話 03-5841-1119